丹波市市民憲章検討委員会設置要綱（平成30年丹波市告示第572号）

　（設置）

第１条　丹波市市民憲章の制定に関し、必要事項を検討するため、丹波市市民憲章検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について必要な検討及び協議を行う。

(１)　丹波市市民憲章の原案に関する事項

(２)　前号に掲げるもののほか丹波市市民憲章の制定及び活用に関する事項

　（組織）

第３条　委員会は、委員７人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(１)　識見を有する者

(２)　公共的団体の代表者

(３)　公募による市民

(４)　その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、第２条の所掌事務の審議が終了したときまでとする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

　（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

３　委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

　(指名委員による調査等)

第７条　委員会は、必要と認めるときは、委員会が指名する委員（以下「指名委員」という。）に次の事項を委託することができる。

(１)　関係者への意見聴取に関すること。

(２)　その他委員会が必要と認める事項に関すること。

２　前項の場合において、指名委員は、その結果の概要を委員会で報告しなければならない。

　(庶務)

第８条　委員会の庶務は、企画総務部総合政策課において処理する。

　(その他)

第９条　この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り、これを定める。

　　　　附　則

この要綱は、公布の日から施行する。